

市第122号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2 第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例の制定
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2 第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中田 宏

横浜市条例（番号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2 第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2 第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）。
- (2) 文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(横浜市青少年野外活動センター条例の一部改正)
- 2 横浜市青少年野外活動センター条例（昭和43年8月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項第4号及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「または」を「又は」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(横浜市青少年野外活動センター条例の一部改正に伴う経過措置
)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の横浜市青少年野外活動センター条例の規定により行った処分その他の行為は、同項の規定による改正後の横浜市青少年野外活動センター条例の相当規定に基づいて行った処分その他の行為とみなす。

(横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

4 横浜市スポーツ振興審議会条例（昭和37年3月横浜市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「市長（学校における体育に関する事項にあっては、教育委員会）」に、「または」を「又は」に改める。

第3条第3項中「教育委員会」を「市長（調査事項が教育委員会の諮問に係るものにあっては、教育委員会）」に改める。

第8条第2項中「教育委員会職員」を「横浜市職員」に、「教

育委員会」を「市長（会議の案件が教育委員会の諮問に係るものにあっては、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会）」に改める。

第9条中「教育委員会規則で」を「会長が審議会に諮って」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、市民活力推進局（会議の案件が教育委員会の諮問に係るものにあっては、教育委員会事務局）において処理する。

（横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に前項の規定による改正前の横浜市スポーツ振興審議会条例の規定により行った任命その他の行為は、同項の規定による改正後の横浜市スポーツ振興審議会条例の相当規定に基づいて行った任命その他の行為とみなす。

（横浜市スポーツ施設条例の一部改正）

6 横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条第1項第4号及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項第4号、第9条及び第10条第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項
ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条、第14条ただし書、第15条並びに別表第4号ア及びエ中
「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(横浜市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日前に前項の規定による改正前の横浜市スポーツ施設条例
の規定により行った処分その他の行為は、同項の規定による改正
後の横浜市スポーツ施設条例の相当規定に基づいて行った処分そ
の他の行為とみなす。

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規
定により教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及
び執行する事務を定めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第24条の2第1項の規定により教育委員会の職務権限に係る
事務のうち市長が管理し、及び執行する事務に関する条例を制定し
たいので提案する。